

## 乗務後自動点呼要領(案)に対する皆様からのご意見と国土交通省の回答

	皆様からのご意見	国土交通省の回答
自動点呼機器の要件について	アルコールチェック時の生体認証について、測定の開始前に生体認証を行い、とあるが、測定中や測定後の生体認証も認めてもらえないか。(3件)	なりすましなどの不正防止の観点から、アルコールチェック時には、点呼を受ける運転者以外の者が測定できないように、生体認証を求めるものとしています。生体認証のタイミングとして、測定の開始前、測定中の生体認証の仕組みであれば「適」としますが、測定後の場合、生体認証がなくても測定自体はできてしまうので、「否」とします。
	『口頭で報告した内容を電磁的方法により記録し、確認できるもの』とありますが、その方法が明確でないため、詳細を定義していただくことを希望いたします。	単純な音声保存(録音)、録音された音声をテキストに変換して保存することなどが挙げられます。
	責任者は運行管理補助者でもよいか。また、自動点呼機器で実施した点呼は、責任者が実施した点呼の回数としてカウントされるのか否か。是の場合、責任者が補助者だとすると、全体の2/3までしか実施できないルールは適用されるのか。(3件)	当該点呼に責任を持つのは運行管理者のみとします。 また、自動点呼による点呼は、当該点呼に責任を持つ運行管理者が行ったこととします。
申請者の要件について	自動点呼機器の製作者が申請を行い対象機器の認定を受けた場合、その者との契約に基づき当該機器の販売を行う者は自らが申請を行わずとも当該認定機器の販売を行うことは可能か。	可能です。その場合認定機器の製作者である申請者が取扱説明書の提供等の体制を整えている必要があります。

<p>軽微な仕様変更の届出について</p>	<p>「軽微な仕様変更届」については、不要ではないか。あらゆる軽微な内容となると、製作者側の仕様改善が消極的になるのではないか。(3件)</p>	<p>ご指摘を踏まえ、軽微な仕様変更届は削除しました。</p>
<p>乗務後自動点呼の実施方法について</p>	<p>中間(電話)点呼は、今回対象に含まれるか?</p>	<p>中間点呼は本要領の対象に含まれません。</p>
	<p>乗務後自動点呼は、泊まり運行の場合の、運行初日の乗務後の点呼(営業所、車庫で終わる乗務ではなく、遠隔地で乗務終了する場合での点呼)にも使用できる仕様とするのでしょうか?</p>	<p>今回対象となる乗務後点呼は、営業所又は車庫において行われる点呼になりますので、遠隔地で乗務を終了する場合は使用できません。</p>
	<p>自動点呼が届出で可能であれば、遠隔点呼も届出としていただくなど行政手続きの簡素化をお願いしたい。</p>	<p>ご要望として承りました。</p>
	<p>運行管理者等が対面で確認できる状態に至るための、物理的な制約や、時間的な制約は、ないと読みとれる。 物理的、時間的かけつけについては、事業者の運用次第と理解できるがそれで良いか。</p>	<p>運行管理者等は点呼に立ち会う必要はありませんが、非常時に常に対応できる体制が必要となります。</p>
<p>施設・環境要件(監視カメラ)について</p>	<p>現在導入している監視カメラは動画保存機能を省略していること、汎用のクラウド型の監視カメラサービスの場合、保存期間に応じて運用費用の負担が増加するサービスが多いこと、モバイルルータを活用するケースではネットワーク関連費用が大幅に増加する懸念があるため、動画の保存義務は含まないでいただきたい。</p>	<p>監視カメラにつきましては、運行管理者等が常時確認しているのであれば録画機能は必要ありません。 常時確認せず、点呼実施後に確認するのであれば、点呼時の状況を遡って確認するための録画機能が必要となります。</p>
	<p>点呼場所の天井等への監視カメラの設置は、自動点呼機器に静止画または動画を自動的に記録保存できるものとされており、なりすましは出来ない。カメラは不要としていただきました</p>	<p>自動点呼機器の死角においてなりすまし等が行われる可能性があるため、監視カメラは必須としています。</p>

	<p>い。</p> <p>車庫地を乗務後自動点呼の実施地とする場合で、車庫地が市街化調整区域である場合、乗務後自動点呼を実施する場所とすることは可能なのか。</p> <p>それとも、市街化調整区域の自動車車庫について、乗務後自動点呼の実施場所とすることは一律で不可となるのか。</p> <p>(監視カメラを設置することを前提としているため、ある程度の構造物が建てられることが前提としていると思うのだが、乗務後自動点呼と市街化調整区域との関係性について確認したい)</p>	<p>当該車庫において、他法令の規定を遵守したうえで、本実施要領に定める要件を満たすことができれば実施可能と考えられますが、個別の事案については、最寄りの運輸支局へお問い合わせ下さい。</p>
<p>運用上の遵守事項について</p>	<p>自動点呼機器の故障時やネットワーク障害、自動点呼に相応しくないと判断できるときには、対面点呼のほか、遠隔点呼や運行上やむを得ないと認められている遠隔車庫では電話点呼を実施しても問題ないか。</p> <p>要領案の中の運輸支局長への届出の部分について、「乗務後自動点呼の実施を終了しようとする事業者は、終了後遅滞なく、管轄する運輸支局長等に様式11の届出書を提出すること。」との記載があります。</p> <p>上記のとおり、要領案では、「終了後遅滞なく」の記載のとおり、「事後届出」との整理となっているわけですが、様式11の記載を見ると、事前届出の書きぶりとなっています。(「乗務後自動点呼を下記のとおり終了したいので届出します。」や、「終了予定日」を書く様式になっている)</p> <p>事前届出なのか、事後届出なのかははっきりさせるとともに、</p>	<p>その営業所において実施が認められている点呼方法であれば問題ありません。</p> <p>ご指摘を踏まえ、「終了後遅滞なく」としていたものを、「遅滞なく」としました。(IT点呼と同様の取り扱いです)</p>

	様式をわかりやすく修正してください。	
	乗務後自動点呼実施事業者が、乗務後自動点呼を行う「営業所の名称変更」、「営業所の位置変更」、「自動車車庫の位置変更」といった事業計画の変更を行った場合、事業法上の事業計画変更届を行う必要があるが、それとは別に「乗務後自動点呼の変更に係る届出書」(様式10)も届出する必要があるのか。 手続きが煩雑になるため、事業法上の届出のみで可とする扱いとしていただきたい。	輸送の安全に関わる点呼の実施に関する事項のため、事業法上の届出に加え、要領に添付された様式による届出が必要です。(IT点呼と同様の取扱いとなります。)
様式について	様式9等において、車庫の名称を記載することとなっているが、そもそも、事業計画上、車庫の名称を決定し、届出する必要がない。事業者が自由に名称を決めてよいのか。	車庫の名称については、当該営業所の車庫であることが分かれば特に指定はありません。
	様式9等において、「営業所・車庫の所在地」とあるが、運送法施行規則等においては、所在地ではなく「位置」と記載されている。「所在地」としている特別な理由はあるのか。「位置」に合わせはいかがか。	所在地としている特別な理由はないため、ご指摘を踏まえ、「位置」とします。
	申請に関わる資料様式の更なる簡素化をお願いしたい。	ご要望として承りました。
その他	自動点呼機器の導入に関し、中小企業としては導入に関わる初期投資が捻出できないと言う大きな壁があるかと考えています。是非とも導入に関わる支援金を出して頂きたい。	ご要望として承りました。
	乗務後点呼のみならず、IT点呼、遠隔地IT点呼、遠隔点呼の事業者の申請は様式がほぼ同じなので、共通化し、かつ、	今後の検討とさせていただきます。

	<p>電子申請が出来るようにしたほうが良い。また、届け出の必要なこれら点呼制度は、実施営業所数を運輸支局が把握しているので、制度活用実態を堂々と広報してほしい。</p>	
	<p>来年度の事故防止対策支援推進事業において、点呼実施数向上による事故防止対策機器として補助金対象になると考えてよいか。</p>	<p>ご要望として承りました。</p>

ほか、当該実施要領(案)とは関係のない意見が2件ありました。